

事業者排出量削減計画書（新規）

(あて先) 京都府知事				
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
大阪市中央区北浜東3-9		日本郵政公社 近畿支社 支社長		
		電話 06 -		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出し				
特定事業者の主たる業種	郵便、郵便貯金、簡易保険の郵政三事業			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））			
計画期間	平成18年4月～平成20年3月			
基本方針	日本郵政公社の事業活動に伴って発生する平成18年度の二酸化炭素排出量を、平成14年度排出レベルから2.2%削減する。			
推進体制	郵便局等の各施設は、各施設の長を環境施策推進責任者とする環境施策推進体制の下、各年度の環境行動計画を策定して、郵政公社版環境マネジメントシステムにより継続的かつ組織的に環境負荷削減に取り組む。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	16～18	局舎管理	平成18年度における公社施設の単位面積当たりの電気使用量を、平成14年度比で7.7%削減する。	
	16～18	局舎管理	平成18年度における公社施設の単位面積当たりの燃料(ガス、重油、灯油)使用量(発熱量換算)を、平成14年度比8%削減する。	
	19	局舎管理	平成18年度の結果を受けて新たな目標値を設定。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (16)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	20,234 t	19,738 t	-2.45 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 20,234 t	*2 19,738 t	-2.45 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)		
		取組量等		(二酸化炭素換算(t))
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)	
	1 20234 t	()2-(*)3 19738 t	-2.45 %	
特記事項	1 日本郵政公社「環境基本宣言」に基づき、平成16年度から18年度までの3年間を対象とする「日本郵政公社環境中期計画」及びこれを確実に達成するための単年度計画「環境行動計画」を策定の上、計画的及び継続的に環境負荷の削減に取り組んでいる。 2 京都中央郵便局では、平成17年11月にISO14001の認証を取得したところ。また、福知山郵便局においても平成19年3月のISO14001認証取得に向けて取り組んでいる。その他の郵便局においても、郵政公社版環境マネジメントシステム・マニュアルを作成・活用し、取り組んでいる。 3 温室効果ガスの排出量削減率について、公社施設は環境中期計画の目標を上回る2.45%（対16年度）削減としている。京都府下においても、施設の温室効果ガスの排出を2.45%削減とすることで、事業全体として、環境中期計画の達成を目指す。			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

注4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他の温室効果ガス削減削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの気候指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。